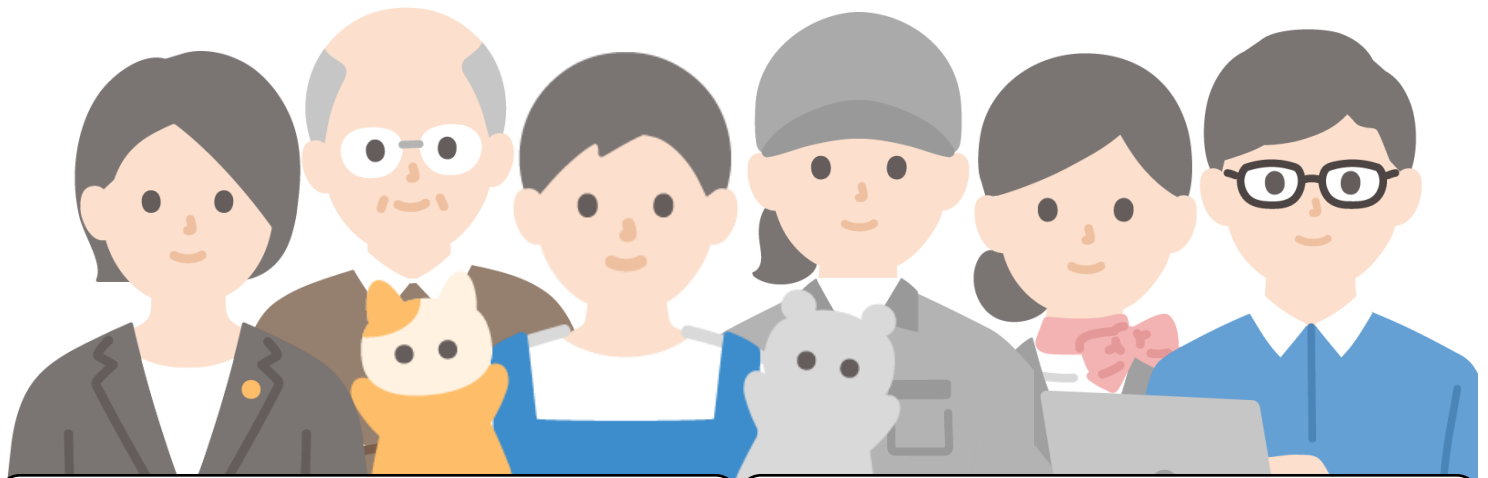


【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,262円	さ く 岩 工	4,463円	左 官	3,592円
普 通 作 業 員	2,869円	トンネル特殊工	4,017円	配 管 工	3,199円
軽 作 業 員	1,987円	トンネル作業員	3,411円	は つ り 工	3,315円
造 園 工	2,944円	トンネル世話役	4,548円	防 水 工	4,059円
法 面 工	3,570円	橋りょう特殊工	3,900円	板 金 工	3,804円
と び 工	3,517円	橋りょう塗装工	3,879円	タ イ ル 工	2,954円
石 工	3,517円	橋りょう世話役	4,463円	サ ッ シ 工	3,539円
ブ ロ ッ ク 工	3,443円	土木一般世話役	3,655円	内 装 工	3,655円
電 工	3,645円	高 級 船 員	4,219円	ガ ラ ス 工	3,549円
鉄 筋 工	3,592円	普 通 船 員	3,475円	ダ ク ト 工	3,199円
鉄 骨 工	3,167円	潜 水 士	5,600円	保 温 工	3,039円
塗 装 工	3,879円	潜 水 連 絡 員	4,059円	設 備 機 械 工	2,975円
溶 接 工	4,049円	潜 水 送 気 員	3,815円	交 通 誘 導 員 A	2,179円
運転手（特殊）	3,305円	山 林 砂 防 工	3,454円	交 通 誘 導 員 B	1,987円
運転手（一般）	2,720円	軌 道 工	6,237円	上 記 以 外 の 職 種	1,610円
潜 かん 工	3,964円	型 わ く 工	3,507円		
潜 かん 世 話 役	4,750円	大 工	3,252円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,870円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和8年3月13日告示によるものです。
適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。